

第 4915 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月 4日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告をすれば税金が戻る人

Q：確定申告の時期が近づいてきましたが、どんな人が確定申告すると税金が戻ってくるのですか？

A：次の人が確定申告をすると戻ってきます。

【解説】

確定申告は、提出義務のない人でも税金が納めすぎになっている場合には、還付を受けるための申告書を提出して、税金の還付を受けることができます。還付になる主な人は、次のような人です。

① 給与所得者

医療費控除や寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受ける場合を除く）、政党等寄附金特別控除等、雑損控除などを受けられる人

② 公的年金等の雑所得がある人

医療費控除や社会保険料控除などを受けられる人

③ 退職所得がある人

退職所得を除く所得の合計額から所得控除を差し引くとマイナスになる人又は退職所得の受給に関する申告書を提出しなかったため、所得税等の源泉徴収税額が正規の税額を超えている人

④ 予定納税をしている人

確定申告の必要がない人

⑤ 原稿料や総合課税の配当所得がある人

年間の所得が一定額（人によって違います）以下の人

